

議会改革推進特別委員会（第13回）

日 時 平成24年4月23日（月） 午後1時30分～
場 所 第3委員会室

- 1 開議
- 2 検討結果の確認について
B - 5（96条2項による議決事項の拡大）
- 3 検討項目の協議について
- 4 次回の日程及び協議項目について
- 5 その他

議会改革推進特別委員会第 1 2 回（H24.2.21開催） 検討結果表

B - 5	9 6 条 2 項による議決事項の拡大	共産2
H23.12.26	意見等	○ 市民生活に影響を及ぼす基本的な事項については議決対象とすべし。 ○ 議決対象としなくても議会への報告を義務付けることで一定の役割を果たすことも可能 ○ 法令等により議決対象とすることが困難な計画等もある。
	結果	引き続き検討 検討継続
H24.1.18	意見等	○ 議決対象とする計画の案 (1) 亀岡市行財政改革プラン2010 - 2014 (2) 亀岡市地域防災計画 (3) 亀岡市土地開発公社経営健全化計画（外郭団体の経営に関し市財政に影響を及ぼすもの） (4) 亀岡市環境基本計画 (5) 亀岡市都市計画マスタープラン ○ 総合計画と各行政計画の整合、行政計画の体系的整理が課題 ○ 法を根拠に策定されている行政計画もある。
	結果	個別計画ごとに引き続き検討 検討継続
H24.2.21	意見等	(1) 亀岡市行財政改革プラン2010 - 2014 ○ 審議体制が整備されない限り実質的な審議は困難 ○ 議会は予算において財政を総括すべきである ○ 長期財政計画への議会の関与は、何らかの形で検討されるべき (2) 亀岡市地域防災計画 ○ 根拠法から議会の議決は困難と解釈できる ○ 議会の関与は防災会議に参加する議員等を通じ対応も可能 (3) 亀岡市土地開発公社経営健全化計画等 ○ 根拠となる国の措置要領から議会の議決は困難と解釈できる (4) 亀岡市環境基本計画 ○ 議決するならば環境基本条例において整理すべき ○ H24.3策定予定であることを考慮すべき ○ 議会内での議論が熟成され機運が高まればその時点で再度検討 (5) 亀岡市都市計画マスタープラン ○ 市民生活に大きく影響する。議会がなんらかの方法で関与すべき。 ○ 計画検討時からの関与が望ましい。 ○ 都市計画審議会との整理が必要 ○ 議会の議決は、計画への市民意見反映として最たるもの
	結果	亀岡市都市計画マスタープランを議決対象とする。ただし、法的整理及び理事者協議等を含め議会運営委員会で判断、決定する。 （H24.3.12開催の議会運営委員会において議決事項としないことを決定） 決定

B - 6	文書質問制度の導入		酒井15
H23.12.26	意見等	○ 公式な質問と位置付け、一般質問と同等の内容を文書で行えるもの。 ○ 文書による質問が効果的な場合もある。 ○ 公式な質問として、記録の整理が課題 ○ 答弁に係る理事者側の負担も考慮が必要 ○ 議会は言論で運営されることが基本	
	結果	具体的な手続き等も含め引き続き検討	検討継続
H24.1.18	意見等	○ 運用次第で本会議での一般質問の充実に資する。 ○ 議員の選択肢が増える。 ○ 理事者の事務負担増を懸念 ○ 本会議の一般質問と同様様々な整理が必要	
	結果	制度について理解を深め引き続き検討	検討継続

B - 7	委員会でのインターネット中継の導入		改革3 井上5 酒井10
H24.1.18	意見等	○ 委員会は議案や請願の審査等、議会内で最も重要な議論の場であり、公開を望む市民の期待も推測する。 ○ 委員長における議事進行整理の重要度が高まる。 ○ 柔軟な運営をもとにした自由な議論の展開が委員会の利点、しかし、そのことによるデメリットの認識も必要。 ○ 録画中継 or 生中継 ○ 他市の例から低い経費での運用は可能 ○ 一定程度の機器の整備は必要 ○ 本委員会での試行	
	結果	引き続き検討	検討継続

議会改革推進特別委員会

検討事項

(平成 24 年 4 月 23 日追加分)

氏名	
----	--

	検討項目	検討理由
1		
2		
3		
4		
5		

- 【注意】
- (1) 目的の明確化 (なんのためにやらなくてはいいかないか、はっきりと)
 - (2) 適切な現状認識 (提案の前提である、現状把握は正しいか)
 - (3) 的確な方法選択 (目的を達成するための合理的な方法か、予算、法令、その他の規定と整合ははかれているか)

議員定数

地方自治法

第 91 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

亀岡市議会基本条例

第 20 条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。

2 議員定数は、別に条例で定める。

亀岡市議会議員定数条例

亀岡市議会議員の定数は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により 26 人とする。

議員報酬

地方自治法

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第 203 条の 2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

亀岡市議会基本条例

第 21 条 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。

2 議員報酬は、別に条例で定める。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

第 1 条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 560,000 円、副議長 月額 490,000 円、議員 月額 440,000 円

自治体名	議員定数	議員報酬 (役職なし)	面積 (km ²)	人口 (人)	H21決算額 (億円)
福知山市	26	410,000	552.57	79,668	393
舞鶴市	28	440,000	342.35	88,681	347
綾部市	18	365,000	347.11	35,849	158
宇治市	28	535,000	67.55	189,609	586
宮津市	16	350,000	169.32	19,953	120
亀岡市	26	440,000	224.90	92,416	311
城陽市	20	445,000	32.74	80,051	255
向日市	24	400,000	7.67	54,339	157
長岡京市	26	450,000	19.18	79,850	250
八幡市	22	470,000	24.37	74,246	237
京田辺市	21	375,000	42.94	67,904	215
京丹後市	24	380,000	501.84	59,044	349
南丹市	22	380,000	616.31	35,220	229
木津川市	24	350,000	85.12	69,310	264

京都府	60	960,000	—	—	—
京都市	69	960,000	827.90	1,474,473	7,584

市長	—	985,000	—	—	—
副市長	—	787,000	—	—	—
病院事業管理者	—	664,000	—	—	—
教育長	—	694,000	—	—	—

議員定数見直し案

委員名

定数案	
論拠	
備考	

議員報酬見直し案

委員名

報酬案	
論拠	
備考	